

金蘭会会則新旧対照表(案)

2013.4.20

抜粋

旧 会則 (抜粋)	新 会則 (抜粋)
<p>第 13 条 本会に<u>参事</u>および<u>顧問</u>をおくことができる。</p> <p>2 <u>参事</u>は、本会に功労のあった正会員の中から理事会が選任し、任期は終身とする。</p> <p>3 <u>顧問</u>は、本会の運営に必要なある場合、理事会が委嘱する。</p>	<p>第 13 条 本会に<u>顧問</u>および<u>特別顧問</u>をおくことができる。</p> <p>2 <u>顧問</u>は、本会に功労のあった正会員の中から理事会が選任し、任期は終身とする。</p> <p>3 <u>特別顧問</u>は、本会の運営に必要なある場合、理事会が委嘱する。</p>
<p>付 則</p> <p>1. 本会則は、平成 2 2 年 4 月 2 4 日から効力を生ずる。</p> <p>2. 本会則と財団法人金蘭会寄附行為との関係は、内規で明示する。</p>	<p>付 則</p> <p>1. 本会則は、平成 2 5 年 4 月 2 0 日から効力を生ずる。</p> <p>2. 本会則と財団法人金蘭会寄附行為との関係は、内規で明示する。</p>